

池田市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

池田市教育委員会

## 目 次

1. はじめに .....	1
2. 計画の趣旨・対象・期間 .....	2
3. 本市の現状 .....	3
4. 目標 .....	6
5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 .....	10
6. 関連する取組、フォローアップについて .....	13

## 1.はじめに

池田市教育委員会における、教育職員の働き方改革については、平成30年6月に池田市立学校園における働き方改革に関するプロジェクトチームを立ち上げ、平成31年1月末までに合計6回の会議を持ち、校長、教頭、教職員、教育委員会事務局というそれぞれの立場からの意見をもとに検討を進めた。プロジェクトチームでは、教育職員の勤務状況や組織運営等の現状を踏まえ、池田市の子どもたちの教育を担う教育職員が心身ともに健全に勤務できるよう、具体的な方策を取りまとめ、働き方改革を進めてきた。

その後、令和2年4月に、所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「池田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組み、平均時間外在校等時間は年々減少し、教育職員の負担軽減を図っている。

教育職員が、子どもたちと過ごす時間や自らの資質・能力の向上を図る時間を確保・充実できるよう、校務運営の効率化や部活動改革、専門性の有する機関・人材等との協働等を行い、さらに働き方改革を進めることは重要である。

また、時間外在校等時間の縮減だけでなく、年休取得の促進等を進めることで、ワーク・ライフ・バランスを充実させ、教育職員が様々な経験・体験を通じて、より一層充実した教育活動を行うことができようにも必要である。

教育職員が自らの働き方を見直し、指導力を磨くとともに、知識や想像力、人間性を高めることで、学校教育の質を向上させるために、今般、池田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定するものである。

## 2. 計画の趣旨、対象、期間

### (1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、子どもたちの学びをより充実させることを目的とし、池田市教育振興基本計画に掲げた目標を達成するための、取組の一環として位置づける。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、子どもたちのための教育の質をさらに高めていく。

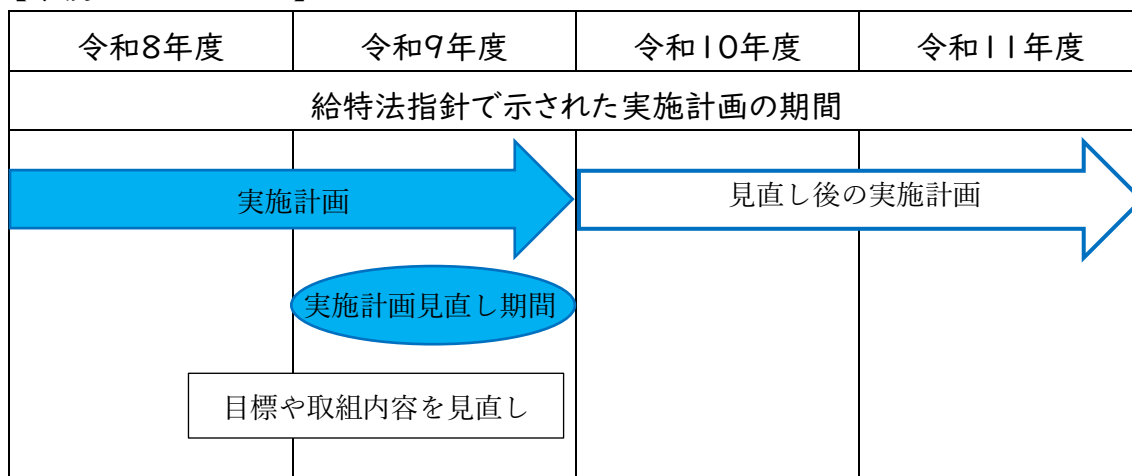
### (2) 計画の対象

本計画は、池田市教育委員会が服務監督を行う学校の職員の内、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。

### (3) 計画の期間

令和8年度～令和11年度

#### 【今後のスケジュール】

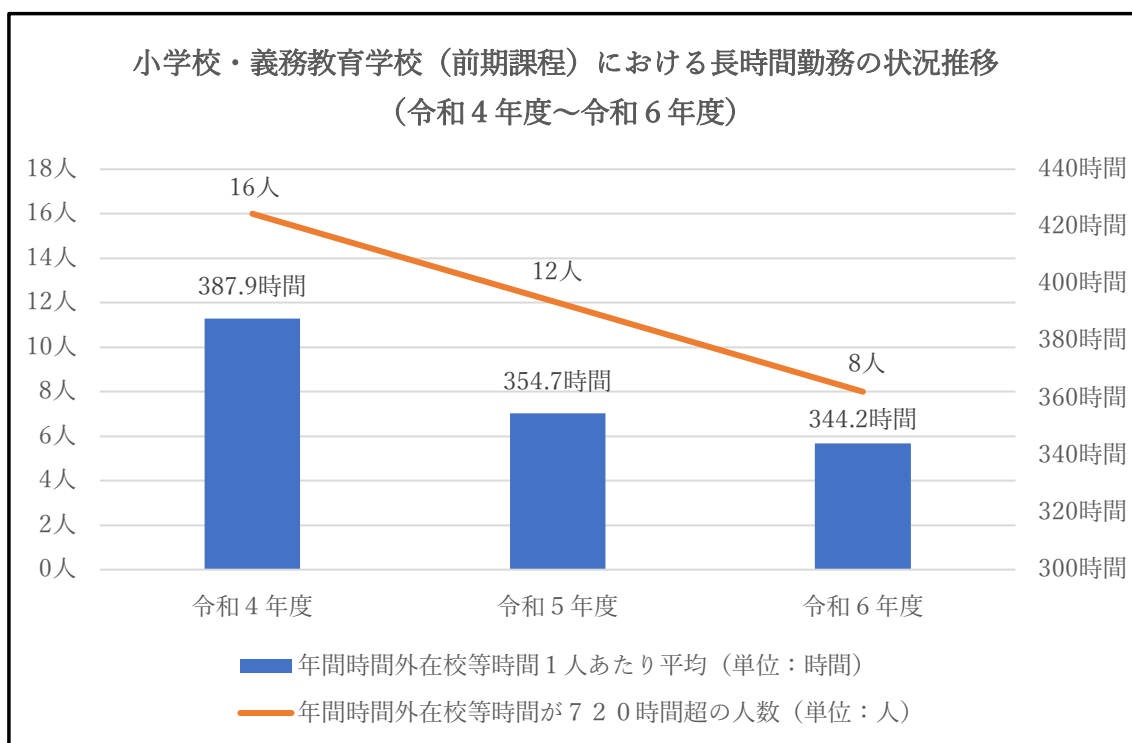


### 3. 本市の現状

【小学校・義務教育学校（前期課程）における教育職員の時間外在校等時間の推移】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間時間外在校等時間 (1人あたり平均)	387.9時間	354.7時間	344.2時間
1か月の時間外在校等時間 (1人あたり平均)	32.3時間	29.6時間	28.7時間
年間時間外在校等時間が 360時間を超える人数 (対象職員における割合)	166人 (53.7%)	146人 (46.8%)	142人 (44.7%)
年間時間外在校等時間が 720時間を超える人数 (対象職員における割合)	16人 (5.2%)	12人 (3.8%)	8人 (2.5%)
月の時間外在校等時間が 45時間を超える人数(※) (対象職員における割合)	165人 (53.4%)	151人 (48.4%)	148人 (46.5%)

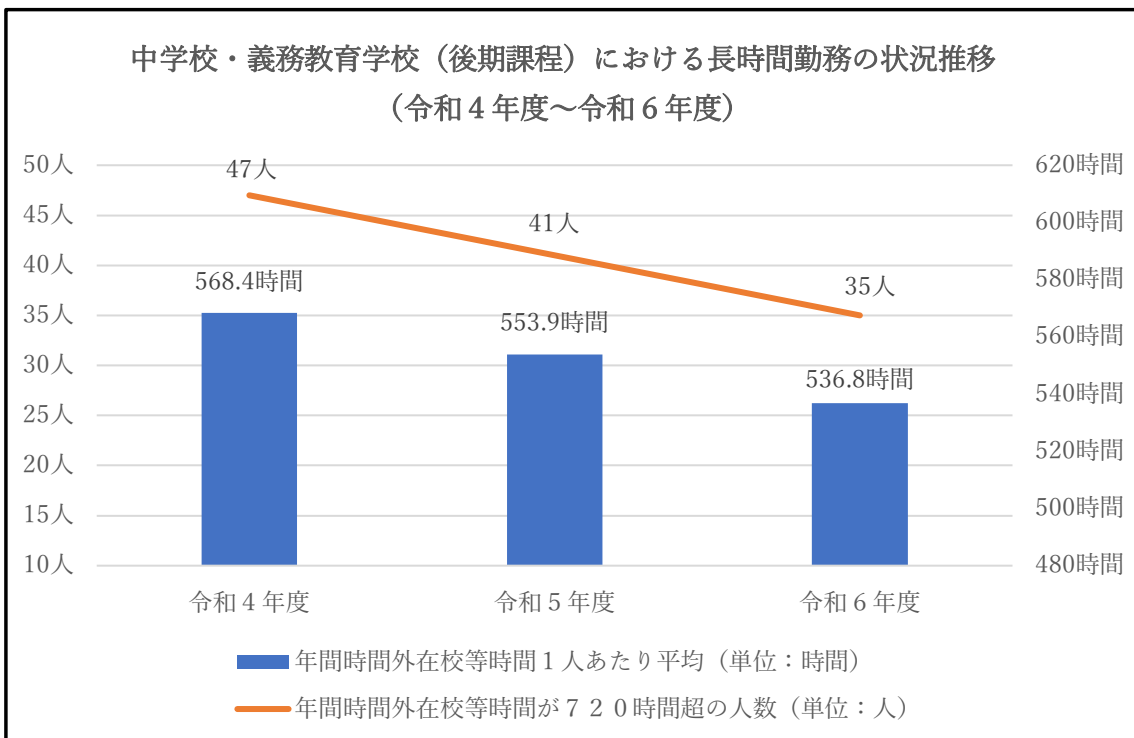
※ 当該年度中に、1度でも月の時間外在校等時間が45時間を超えたことがある人数



【中学校・義務教育学校（後期課程）における教育職員の時間外在校等時間の推移】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間時間外在校等時間 (1人あたり平均)	568.4時間	553.9時間	536.8時間
1か月の時間外在校等時間 (1人あたり平均)	47.4時間	46.2時間	44.7時間
年間時間外在校等時間が 360時間を超える人数 (対象職員における割合)	129人 (73.3%)	123人 (72.8%)	125人 (72.7%)
年間時間外在校等時間が 720時間を超える人数 (対象職員における割合)	47人 (26.7%)	41人 (24.3%)	35人 (20.3%)
月の時間外在校等時間が 45時間を超える人数(※) (対象職員における割合)	137人 (77.8%)	130人 (76.9%)	131人 (76.2%)

※ 当該年度中に、1度でも月の時間外在校等時間が45時間を超えたことがある人数



本市における教育職員の時間外在校等時間は、令和4年度以降、平均時間外在校等時間・長時間勤務者数ともに継続的な改善傾向にある。特に、年間の時間外在校等時間の1人あたり平均は、2年間で小学校は約44時間、中学校は約32時間の削減となっており、業務負担軽減の取組が一定の成果を上げている。また、年間720時間を超える教育職員数は、小・中学校ともに減少しており、長時間勤務が常態化していた職員層に対する是正が進んでいる点は評価できる。

一方で、年度内に一度でも月45時間を超えた職員の割合は、令和6年度においても小学校が46.5%、中学校が76.2%と依然として高い水準にあり、業務が特定の時期や職員に集中している可能性が示唆される。そして、中学校においては、年間時間外在校等時間が720時間を超える教育職員が、令和6年度は20.3%（約5人に1人）が長時間勤務になっていることが分かる。

これらの結果から、校務の見直しや業務改善、ICTの活用等、これまで進めてきた働き方改革の取組は一定の成果を上げているものと考えられる。しかしながら、長時間勤務に該当する職員がなお一定数存在していることから、今後も業務の平準化や個々の職員の状況に応じた支援を継続的に行い、教育職員の健康確保と教育の質の維持・向上の両立を図っていく必要がある。

## 4. 目標

実施計画において掲げる目標は以下のとおり。

### (1) 池田市立学校における教育職員の時間外在校等時間に関する目標

項目	成果目標	令和6年度実績	期間目標
年間時間外在校等時間の縮減	①1人あたりの平均年間時間外在校等時間を360時間以内にする	小:344.7時間 中:536.8時間	360時間以内
	②年間時間外在校等時間が360時間を超える人数を前年度より減少させる	小:142人 中:125人	前年度より減少させる
	③年間時間外在校等時間が720時間を超える人数を早急にゼロにする	小:8人 中:35人	0人
1か月あたりの時間外在校時間の縮減	④月の時間外在校等時間が45時間を超える人数をゼロにする	小:148人 中:131人	0人

#### ① 池田市立学校の平均年間時間外在校等時間を360時間以内にする

池田市立学校における1人あたりの平均年間時間外在校等時間は、年々減少し、給特法指針で示された目標値である年間360時間を目標とする。

実施計画で定めた取組項目を確実に実行することで、引き続き長時間勤務を縮減する。

#### ② 年間時間外在校等時間が360時間を超える人数を前年度より減少させる

年間時間外在校等時間が規則で定める通常時の上限を超えている人数を着実に減少させるために、目標として明記する。

③ 年間時間外在校等時間が720時間を超える人数を早急にゼロにする

規則で定めるやむを得ない場合の年間時間外在校等時間の上限である720時間を超える人数については、早急にゼロにする。

④ 月の時間外在校等時間が45時間を超える人数をゼロにする

規則で定める通常時の月の時間外在校等時間の上限を超えることがないようにする。

※規則で定める上限時間

通常時	例外(※)
単月45時間	単月100時間未満
年間360時間	年間720時間
	複数月平均80時間
	45時間を超えて時間外に勤務する月は年間6月まで

(※) 教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合

(2) 池田市立学校におけるワーク・ライフ・バランスに関する目標

項目	成果目標	令和6年度実績	期間目標
年次有給休暇	①教育職員の年次有給休暇平均取得日数を16日以上とする。	10日5時間	16日以上
高ストレス者の減少	②ストレスチェックにおける高ストレス者の割合をゼロにする。	9.7%	0%
健康リスク値の改善	③ストレスチェックにおける健康リスク値を80以下とする。(※1)	94	80以下
仕事へのやりがいの向上	④「仕事に働きがいを感じている」教育職員の偏差値を60以上とする。(※2)	57	60以上

※1 全国平均を100とした場合、80以下は特に健康リスクが低い職場の基準値

※2 全国平均を50とした場合、60以上は特に働きがいを感じている職場の基準値

① 教育職員の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする

全ての教育職員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するため、年次有給休暇の取得を推進する。

年次休暇の付与日数は会計年度で定められていることから、対象期間は、会計年度とする。また、平均取得日数は、対象期間中の全期間を在籍した対象教育職員の総取得日数を対象教育職員で除した日数である。

② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合をゼロにする

令和6年度の結果では、約1割の教育職員が高ストレス者に該当。高ストレス者と判定される教育職員の割合をゼロとし、心身ともに安心して働くことができる職場環境の実現を目指す。

③ ストレスチェックにおける健康リスク値を80以下とする

全国平均よりは健康リスクは低い結果だが、慢性的疲労や心理的負担を抱えている教育職員が一定数いると思われる。健康リスク値を80以下とし、全国的にも健康リスクが低い水準の職場環境を維持・向上させる。

④ 「仕事に働きがいを感じている」教育職員の偏差値を60以上とする

全国平均は上回っているが、上位水準には届いていない。「仕事に働きがいを感じている」と回答する教育職員の割合を高め、その偏差値が60以上となるよう、一人ひとりがやりがいを実感できる職場づくりを推進する。

## 5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

- ◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
  - ・保護者、地域住民と連携し、児童生徒の学校への登下校時の見守り活動を推進する。
- ◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
  - ・放課後から夜間における見回りについては、保護者、地域住民が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
  - ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の第三者を活用し、心理的・家庭的環境を踏まえた整理と調整を行う。さらに、必要に応じて教育委員会と連携し、不当要求に対しては組織として対応を行い、問題の長期化を防ぐために支援を行う。

#### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◇調査・統計等への回答
  - ・校務支援システムや保護者連絡システム等の機能を活用することによって、学校に発出される調査・統計等への回答に係る事務負担を軽減する。
- ◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理
  - ・公営民営プール活用を進めることにより、学校プールの管理業務の負担を軽減する。
- ◇部活動
  - ・令和8年度より、部活動と地域クラブの併存が開始し、令和10年度中に部活動の地域移行が完了する。

## ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ◇授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点業務等を補助する教員業務支援員の全校配置を継続する。
- ・自動採点技術等の導入を図り、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

### ◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への積極的な参加を促し、専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・不登校の児童生徒に対しては、本市が独自に全校配置しているスクールアシストメイト（支援員）、教育職員、教育委員会が連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことができる体制を構築する。
- ・日本語指導の必要な外国人児童生徒等の学校生活を支援するため、日本語指導教室において語学指導を行う。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

### (3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・単月100時間以上及び複数月平均80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を毎年度初めに全職員に周知する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を推進する。
- ・定時退勤日（毎週水曜日）、部活動休養日（平日1日、休日1日）、長期休暇における学校園閉庁日（夏期8月12日～8月15日、冬季12月28日～1月3日）を今後も継続的に実施する。

## 6. 関連する取組、今後のフォローアップについて

### (1) 関連する取組

- ① 教育委員会による、評価・育成システムにおける、市立学校長の働き方改革に関する取組の評価

学校長の働き方改革に係る組織マネジメントへの意識を高めるため、業務改善やワーク・ライフ・バランスの推進などの取組について、評価・育成システムを通じて評価する。

### 【「評価・育成システム」における働き方改革に関する目標設定の導入】

#### (1) 対象

前年度の年間時間外在校等時間が720時間を超える教員が在籍する市立学校の校長。

#### (2) 目標設定

自己申告票の目標設定区分「人の管理・育成」の内容・実施計画欄に、「年間時間外在校等時間720時間超えの教員をゼロにする。」という目標を設定し、目標を実現するための実施計画を記入する。

#### (3) 面談及び評価

- ① 目標設定面談において、校長と面談者が目標達成に向けた方策等について意見交換を行う。
- ② 開示面談において、面談者から、取組や達成状況についての評価等を伝えるとともに、今後の課題や次年度の目標等について意見交換を行う。

- ② 市立学校による、学校評価に基づく学校運営の改善に係る措置

当該措置を講ずることが在校等時間の長時間化につながらないようにするため、当該措置が実施計画に適合するものとする。

## (2) 今後のフォローアップ

- ① 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している勤務時間管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ② 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ③ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。